

堺市上下水道局広告取扱規程

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 公衆に不快の念を与えるもの
- (4) 局が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が別に定める基準により不適当と認めるもの

堺市上下水道局広告取扱要綱

(広告の掲載基準)

第2条 規程第3条第5号の規定により、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が不適当と認めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 風俗営業及びこれに類するものの広告
- (2) 消費者金融の広告
- (3) たばこの広告
- (4) ギャンブル及びこれに類するものの広告
- (5) 求人若しくは人材募集(学生募集は除く。)の広告
- (6) 興信所・探偵事務所及びこれに類するものの広告
- (7) 結婚相談所及びこれに類するものの広告
- (8) 占い・運勢判断に関するもの
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設の広告
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の事業者による申込み
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者による申込み
- (13) 社会問題を起こしている業種や事業者による申込み
- (14) 政治性のあるもの
- (15) 宗教性のあるもの
- (16) 人権侵害となるもの
- (17) 他をひぼう、中傷するもの
- (18) 社会問題に対する主義主張(意見広告及びこれに類するものを含む。)
- (19) 個人の氏名広告(個人若しくは団体の人格に係る広告又はこれに類するもの及び国会、大阪府議会及び堺市議会の議員又は各議会への立候補予定者の氏名が記載されたものを含む。)
- (20) 投機心又は射幸心を著しくあおるおそれのあるもの
- (21) 児童又は青少年に悪影響を与えるおそれのあるもの
- (22) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (23) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- (24) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (25) 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- (26) 責任の所在、内容又は目的が不明確なもの
- (27) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (28) 本市の市税、水道料金又は下水道使用料を滞納している事業者の広告
- (29) 上下水道局の所管事業に関連のある上下水道工事業者の広告又は上下水道関連商品に関するもの。ただし、管理者が特に認めるものは除く。
- (30) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団密接関係者(堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)による広告
- (31) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと管理者が認めるもの

堺市上下水道局ホームページ広告掲載取扱要領

(広告掲載基準)

第4条 要綱第2条第31号に規定する適当でないとして上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるものは、以下のとおりとする。

- (1) 堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成16年制定)第2条により準用する堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)に基づく入札参加停止又は入札参加回避(改正前の堺市入札参加有資格者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。)の措置を受けている事業者による広告
 - (2) 堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)第2条により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)に基づく入札参加除外(改正前の堺市暴力団排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けている事業者による広告
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が不適当と認めるもの
- 2 広告及びリンク先ホームページの内容(以下「広告の内容等」という。)の広告掲載の基準は、規程第3条及び要綱第2条の規定によるものとする。そのほか、広告の内容等が次の各号に該当するものは、掲載しない。
- (1) 会社名、ブランド名、製品・サービス内容のいずれかの表示がなく、広告の主体が明確でないもの
 - (2) デザイン及び色彩等が、局ホームページの品位やイメージを損なうおそれがあるもの
 - (3) 局の事業、局のお知らせ等であるかのような表現により局の情報と誤解するおそれのあるもの
 - (4) ボタン、テキストボックス(文字入力が行えるように見えるもの)、プルダウンメニュー(選択肢があるように見えるもの)等入力や選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるもの
 - (5) 文字、イラストの解像度が低く、不鮮明なもの
 - (6) アニメーション(動きのあるもの)、背景を透過色にしたもの

堺市上下水道局広告取扱要綱第2条第29号ただし書により管理者が特に認める場合の指針

- 1 上下水道局の所管事業に関連のある上下水道工事業者の広告については、以下の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 上下水道局が推奨しているものではない旨を明記すること。
 - (2) 市内に本社、本店等を置くこと。
 - (3) 給水装置又は排水設備の工事業者である場合は、本市が指定する指定給水装置工事業者又は指定排水設備工事業者であること。
 - (4) 広告掲載申込時において、以下の措置等を受けていないこと。
 - ア 堺市指定給水装置工事業者規程(平成10年水道局管理規程第6号)に基づく指定給水装置工事業者の指定の取消し、指定の効力の停止又は戒告の処分
 - イ 堺市下水道条例(昭和37年条例第6号)に基づく市指定排水設備工事業者の指定の取消し又は一時停止の処分
 - ウ 堺市指定給水装置工事業者の処分に関する要綱(平成11年制定)第4条第1項及び堺市指定排水設備工事業者等の処分に関する要綱(平成17年制定)第4条第1項に規定する堺市指定給排水設備工事業者処分審査委員会の審査を経て行う文書注意の措置
- 2 上下水道局の所管事業に関連のある上下水道関連商品の広告については、一般市民を販売の対象としない商品であること。